

10-22

総学庶第1110号 昭和52年7月27日

労働大臣 石田博英 殿

日本学術会議会長 越智勇一

労働安全衛生法の守秘義務条項にかかわる法解釈について（伝達）

日本学術会議は、科学的客観的真理は国民共通の財産として享受されるべきものと考えています。この立場から標記について関心をもち、昭和52年7月25日第495回運営審議会において検討の結果、下記のような見解に達したのでお伝えします。

記

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第57条の2第4項、第57条の3第3項、第108条の2第2項により意見を求められた者らについて直接生じた守秘義務は、同法第57条の2第5項ただし書き、第57条の3第5項ただし書き、第108条の2第4項ただし書きに定める事情が生じたときに当然に解消されるものと解される。

なお、ただし書きに定める事情については、当事者が自ら判断することができ、行政的にその範囲を定めることはできない。当事者の判断の当否は、その行為が各本条該当として起訴された場合には裁判所が判断することになる。

10-23

総学庶第1559号 昭和52年11月21日

内閣総理大臣 福田 赳夫 殿

日本学術会議会長 越智勇一

（写送付先：文部・大蔵・通商産業の各大臣，科学技術
庁・経済企画庁・環境庁・資源エネルギー庁の各長官，
国立大学協会・公立大学協会・日本私立大学協会・日
本私立大学連盟・私立大学懇話会の各会長）

エネルギー工学研究所（仮称）の設立について（勧告）

標記について、日本学術会議第73回総会の議決に基づき、下記のとおり勧告します。

記

我が国が直面しているエネルギー問題は、長期にわたる産業・国民生活のあり方の策定を基盤とした深刻かつ根本的な検討を必要とし、その検討と解決に当たっては、本会議第66回総会の議に基づく勧告「資源エネルギー関係の研究体制について」において述べたように、学際的、総合的、長期的な学術研究体制の確立が前提となる必要がある。本会議は同勧告の考え方を基礎として具体的な研究体制について慎重な審議を続けているが、今回、エネルギー工学に関する総合的研究を目的とする「エネルギー工学研究所（仮称）」の設立に関する構想を策定するに至った。

エネルギーに関する学術研究の特徴は一次エネルギー源が化石燃料、核燃料、太陽熱、地熱など多種多様であり、また、その使用形態も熱、電気、化学エネルギーその他極めて多岐にわたっているとみられる。したがってエネルギーに関する研究は機械、電気、化学、金属、資源、応用物